

◎独占禁止法違反行為を行った下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①ニチレキ株式会社
②東亜道路工業株式会社

業者の住所：①東京都千代田区九段北4-3-29
②東京都港区六本木7-3-7
2. 指名停止措置期間：令和元年 7月 4日～令和元年 8月 3日
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
公正取引委員会は、令和元年6月20日、舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為（舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意。建設資材の価格カルテル）を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けない違反業者を公表した。このうち当地方整備局登録業者であるニチレキ株式会社が排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、東亜道路工業株式会社が違反事業者として公表された。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる上記業者が独占禁止法に違反していたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第5号（下記参照）に該当する。なお、上記2社は課徴金減免制度対象業者であるため、指名停止措置期間を2分の1軽減し、指名停止期間を1ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 星原 隆（内線 2511）
 （契約課直通：Tel 092-476-3509）
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 高橋 浩司（内線 290）
 （経理調達課直通：Tel 092-418-3345）